

令和7年11月21日14時00分

近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

極東開発工業株式会社

期間: 令和7年11月21日から令和8年1月20日まで(2ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

極東開発工業株式会社が独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものであるとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契 約 課 長 やなぎはら ひろあき 柳 原 宏明 (内線 2511)

建 設 専 門 官 はやかわ たかし 早 川 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経 理 調 達 課 長 かとう ひであき 加 藤 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武 田 知美 (内線 6313)

極東開発工業株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

極東開発工業株式会社及び新明和工業株式会社(以下「当該業者」という。)は、かねてから、月1回の頻度で開催する2社の部長級の者の会合において、特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行っていたところ、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意した。

また、当該業者は、令和4年4月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、遅くとも令和5年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品のうち特に販売価格の引上げが必要であった塵芥車(じんかいしゃ)に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを合意した。

前記のとおり、当該業者は共同して、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、我が国における特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限していた。

令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものであるとして、極東開発工業株式会社に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

2. 指名停止措置理由

極東開発工業株式会社が独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するものであるとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：極東開発工業株式会社

大阪府大阪市中央区淡路町2丁目5番11号

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年11月21日から令和8年1月20日まで(2ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(独占禁止法違反行為)

5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)